

2025年11月5日

さくら市との「遺贈寄附に関する連携協定」の締結について

足利銀行（頭取 清水 和幸）は、このたび、さくら市（市長 中村 卓資）と「遺贈寄附に関する連携協定」（以下、「本協定」）を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

本協定により、「自身の遺産をさくら市のために役立てたい」と希望されているお客さまに対し、遺言書作成のコンサルティングを行う「遺言信託」のサービスを活用することで、遺贈寄附として、お客さまの想いを「かたち」にいたします。

当行は、今後も多様化する資産承継ニーズにお応えできるよう、より付加価値の高いサービスの提供に努めるとともに、“地域と共に生きる”銀行として、地域社会・地域経済への更なる貢献を目指してまいります。

記

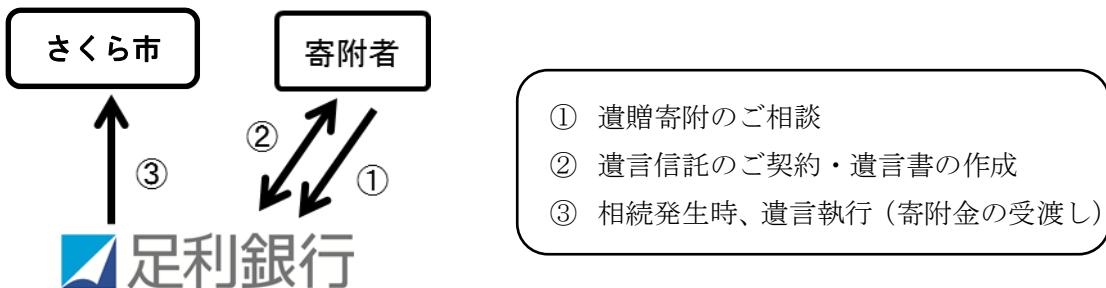
1. 本協定の目的

本協定は、当行が取り扱う「遺言信託」のスキーム※を活用し、さくら市への遺贈寄附による社会貢献を希望されるお客さまのニーズにお応えすることを目的としています。

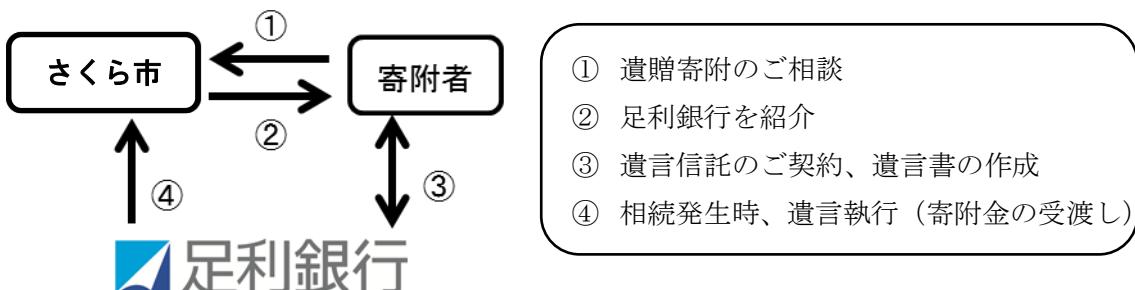
※あしぎん「遺言信託」の詳細については、[当行ホームページ](#)をご覧ください

2. 遺贈寄附の流れ

【足利銀行へ遺贈寄附をご相談された場合】



【さくら市へ遺贈寄附をご相談された場合】



3. 締結日

2025年11月4日(火)

以上